

評価項目	評価
類似施設での導入実績	<p>本事業は、地域保健法第5条に基づき設置する保健所、及び社会福祉法第14条に基づき設置する福祉事務所である、保健福祉センターを整備するものです。</p> <p>①都道府県が設置する保健福祉センターでPFI手法を採用した事例はなく、いずれも従来手法により整備しています。</p> <p>②市が設置する保健所を含む複合施設についても、平成19年竣工の施設以降PFI手法を採用した事例はなく、近年は従来手法により整備しています。</p> <p>なお、これらPFI手法を不採用とした保健所等の事例においては、公的財政負担の減少や平準化の効果がわずかであること、公共サービスの向上がほとんど見込まれないことなどから、PFI手法を採用しないこととされています。</p>
民間ノウハウの活用可能性	<p>当該施設は、地域保健法等により県において設置され、都道府県職員が専門的な判断に基づき法令等に定める業務を行う行政機関であることから、民間事業者が運営することはできません。加えて、職員のノウハウを基にプライバシーに配慮した相談環境の整備や感染対策を考慮した動線の確保が必要となるほか、執務職員が40名程度の小規模な庁舎であることなどから設計においても民間による創意工夫の余地は小さく、民間ノウハウの活用の余地は、維持管理など一部の業務に限られます。</p>
民間事業者の参画意向	<p>具体のアンケート調査は実施していないものの、当該施設の規模や目的及び業務内容を踏まえると民間事業者としてメリットが少なく、参画を期待できません。</p>
住民サービスの向上可能性	<p>当該施設は、地域保健法等に基づき県が設置し、県職員が法令等に基づき、専門的な判断により業務を行う行政機関であり、運営について民間事業者のノウハウや創意工夫が発揮できる余地は極めて少なく、利用者へのサービスの大きな向上は見込めません。</p>
事業目的の達成実現性	<p>PFI手法の導入については、保健福祉センターという施設の特性等から、その事業範囲は、PFI本来のメリットを発揮しうる運営や維持管理業務についてはその一部しか含まれず、設計・建設についても民間事業者のノウハウや創意工夫が発揮できる余地は少ないです。PFI導入によって設計・建設から運営・維持管理と事業全般にわたる効率性の実現を期待することは難しいと考えます。</p>
制度的制約	<p>①保健福祉センターの設置及び法令等に定める業務を県が行う必要があることに加え、施設の使用料等についても法令が定めるものに限定されており、民間による創意工夫の余地はありません。</p> <p>②また、現在の庁舎は老朽化が著しく早急な整備が喫緊の課題である中、PFI手法による整備を行った場合、従来手法と比べ、竣工が少なくとも1年は遅れる可能性があることに留意する必要があります。</p>
結論	<p>能登北部保健福祉センターについては、施設及び業務の性質から、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮できる余地は極めて限定的であり、かつ、住民サービスの向上も見込まれないことに加え、竣工が遅れる可能性も考慮すれば、PFI手法を導入する定性的効果は極めて小さいため、従来手法による整備が妥当であると考えます。</p>